

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者

住 所

ふりがな
氏 名
又は名称

電 話 () -

地方税法附則第15条の9第1項、15条の9の2第1項に規定する、耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額を受けたいので、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3第6項の規定に基づき申告します。

納税通知書番号		年税額	納税義務者		
		円			
納税義務者の個人番号 又は法人番号					(右詰で記載)
(共有所有の場合は、該当する□にチェック)					
<input type="checkbox"/> この申告について共有所有者全員が同意している。 <input type="checkbox"/> 左記以外 ()					
減額を受けようとする固定資産(家屋)の明細					
家屋の所在地	家屋番号	種 類	構 造	床面積	建 築 年 月 日
松山市				m ²	年 月 日
				内, 居住面積	登 記 年 月 日
				m ²	年 月 日

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した耐震改修工事(工事費50万円を超えるもの※)をおこなった、昭和57年1月1日以前に建築された家屋の居住部分(120m²を限度)について対象となります。

改修工事完了年月日	【改修に要した費用】
年 月 日	①. 全体工事費 (円)
	②. 内、住宅耐震改修工事費 (円)
備 考	(※改修工事が完了後、3ヶ月以内に申告できなかった場合は、その理由を記入してください。)

※添付書類については裏面参照

担当者

【 添付書類 】

- ①. 耐震基準に適合した工事がおこなわれたことの証明書（建築士・指定確認検査機関・住宅瑕疵担保責任法人で発行）
- ②. 耐震改修に要した費用を証する領収書（50万円を超えるもの）の写し
- ③. 耐震改修工事前後の建物平面図
- ④. 当該家屋が通行障害既存耐震不適格建築物である場合、それがわかる書類
- ⑤. 長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、その認定通知書の写し

【 マイナンバー制度について 】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

【 問い合わせ先 】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課 家屋担当
電話 (089) 948-6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323